



# 議会だより

## 第95号

平成18年12月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話(22)0612

富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/info/div/gikai/html/index.html>



決算特別委員会

## — 9月定例会 —

29日	26日	25日	20・21・ 22日	13日	9月7日	日程
○各議員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 (閉会)	文教厚生委員会 ○付託議案の審査	総務経済委員会 ○付託議案の審査	決算特別委員会 ○付託議案の審査	本会議 ○市政一般質問 ○議案の追加提案	本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 (閉会)	内容

会期日程

編集委員会

委員長 土橋 舜作  
 委員 松野 貞雄  
 奥脇 和一  
 渡辺 信隆  
 勝保 進  
 加々美 宝

# 決算

## 平成十七年度決算を認定

### 一般会計歳出総額は百八十四億二千四百三十六万四千八百八十一円

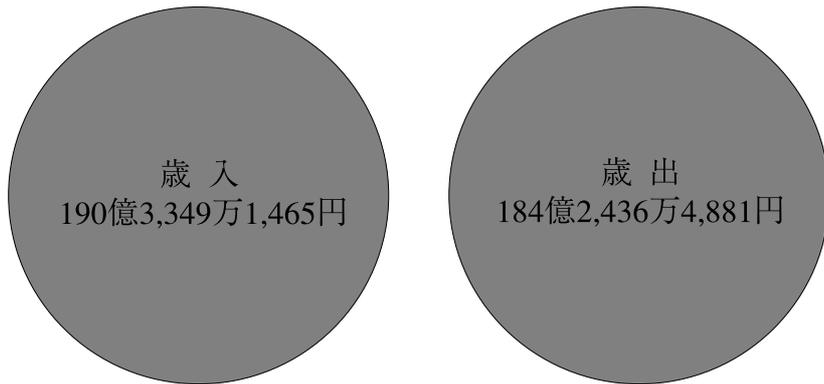
平成十八年九月定例会は、九月七日開会され、二十三日間の会期を終えて九月二十九日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

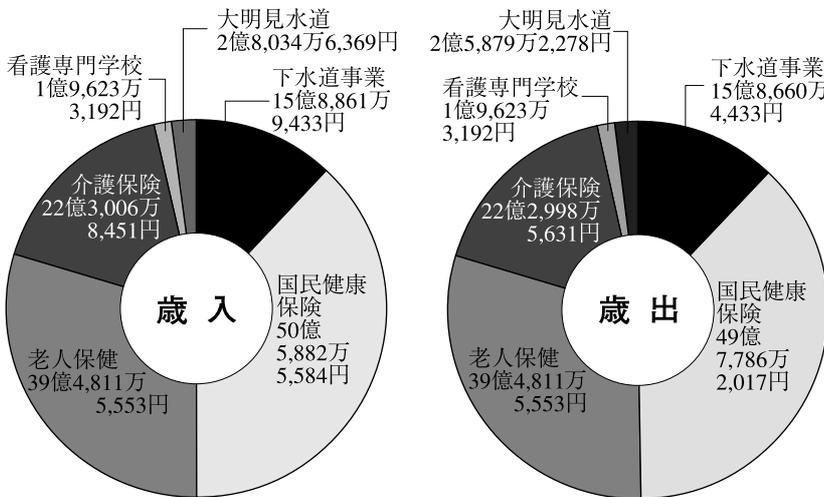
議案は、平成十七年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の三件の決算認定などのほか、専決処分報告一件、報告二件、補正予算四件、条例の制定二件、条例の一部改正三件、規約の変更二件、人事一件、その他、民事調停の申立て一件が提出され、採決の結果、認定、同意、可決（議案第七十九号及び議案第八十二号については、総務経済委員会の委員による修正案である。）しました。

また、市政に対する一般質問は、四人の議員が行い、執行者の考えをいただきました。

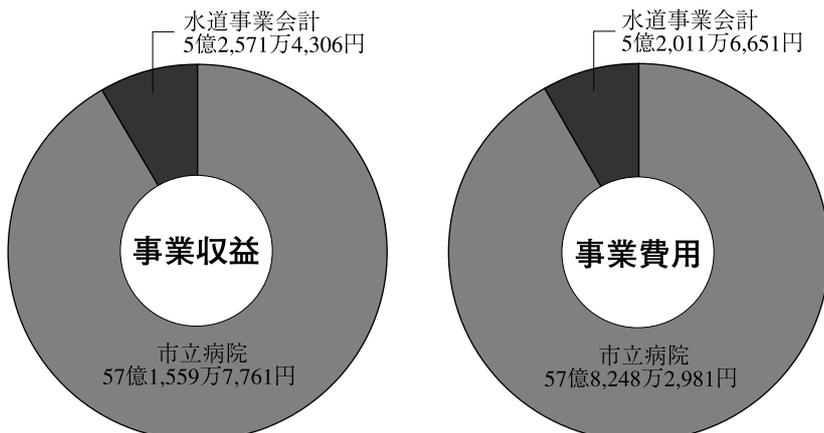
### 一般会計



### 特別会計



### 事業会計



# 上程案件一覧表

## (専決処分報告)

- ・芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少

## (報告)

- ・継続費精算報告書(平成十七年度富士吉田市一般会計予算)
- ・継続費精算報告書(平成十七年度大明見水道特別会計予算)

## (認定)

- ・平成十七年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
- ・平成十七年度富士吉田市立病院事業会計決算
- ・平成十七年度富士吉田市水道事業会計決算

## (補正予算)

- ・平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算「修正案」(第二号)
- ・平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算「修正案」(第三号)
- ・平成十八年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算(第一号)
- ・平成十八年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第一号)

## (条例の制定)

- ・健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- ・消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## (条例の一部改正)

- ・公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する条例
- ・富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

## (その他)

- ・富士五湖広域行政事務組合規約の変更
- ・芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更
- ・民事調停の申立て

## (人事)

- ・富士吉田市教育委員会委員の任命

# 委員会の 審査から

## 決算特別委員会

平成十七年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、市立病院事業会計決算、水道事業会計決算を審査するにあたって、次の十一名の議員による決算特別委員会が設置され、審査が行われました。

**委員長** 渡辺信隆  
**副委員長** 渡辺忠義  
**委員**

鈴木森夫 松野貞雄  
太田利政 奥協和一  
佐藤みどり 渡辺孝夫  
宮下正男 宮下哲夫  
渡辺利彦

審査にあたっては、提出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果を上げたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったか、財政事情についてはどうであるかなどを重点に詳細に審査しました。

### 一般会計決算認定

平成十七年度の一般会計決算は、予算現額百九十八億四百七十四万四千九百九十円に対し、収入済額百九十億三千三百四十九万四千六百五十五円、支出済額は百八十四億二千四百三十六万四千八百八十一円で、歳入歳出差引残額は六億九百九十二万六千五百八十四円となり、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額一億五千三百三十八万五千四百三十九円を差し引くと、実質収支額は四億五千七百七十四万四千四百五十五円となっており、前年度に比較して六億四千四百六十七万五千八百九十二円の減となっており、

実質収支額のうち二億五千万円は財政調整基金へ積立て、二億七百七十四万四千四百五十五円が翌年度へ繰り越されており、

審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、決

# 委員会の 審査から

算特別委員会の開催にあたり、十七年度一般会計、特別会計並びに基金運用状況審査意見書及び公営企業会計決算審査意見書の誤りに伴う意見書の差し替えについては、監査委員の責任は重要であり、監査体制を見直すべきとの指摘がありました。

税等の滞納については、十八年度で収税課を設け、収納対策本部を設置して対応しているの、今後において新たな効果がでるように努力すべきであるとの意見がありました。

国保税の滞納については、相互扶助の観点から、また、時効制度への対応策として「税」から「料」への移行も検討し、健全な国保運営を図るべきであるとの意見がありました。

納税組合の運営については、税の公平性を高め、収納率向上を図るためにも事務費等のあり方を検討する必要があるとの意見がありました。

保育園については、措置制度で運営されているが、保育料の公平性を維

持するために滞納対策に努力する必要があるとの指摘がありました。

住宅使用料の滞納については、収入未済額を多くしないように現年度分を重点的に徴収し、過年度分についても努力すべきであるとの指摘がありました。

歳入については、当初予算額と収入済額の差が大きいものは、補正予算を計上し議会の審議を受けるべきであるとの指摘がありました。

学童保育については、学校の空き教室等の利用を含む中で、積極的な対応が必要であるとの意見がありました。

温泉事業については、探查結果を踏まえて、他の場所での事業計画は検討できないかとの意見があり、併せて、温泉スタンドの活用も図るべきであるとの意見がありました。

銭湯施設については、公衆衛生上の必要性も考慮する中で、まちづくりを行う必要があるとの意見がありました。

外国人登録事務事業については、外国人に

おいても税の公平性からして、納税の啓蒙活動を積極的に進めるべきであり、また、市民と共存した社会づくりに努力すべきであるとの意見がありました。

住基カードについては、市民サービスの観点からしても普及率の向上に努力すべきであるとの意見がありました。

各消防団に貸与する無線機については、災害時のことも考慮して、早急に対応すべきであるとの意見がありました。

決算全体については、不用額からして増額補正、流用の必要性のないケースもあるので、予算額と精査して対応すべきであるとの指摘がありました。

## 特別会計決算認定

下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、看護専門学校、大明見水道、合計六特別会計決算の審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているかどうかを主眼に審査すべきものと決しました。なお、審査の中で、国

民健康保険特別会計については、国保制度は相互扶助であるとの観点から、国民健康保険短期被保険者証については、納付額に一定の基準を設けて交付すべきであるとの意見がありました。

## 市立病院事業会計決算認定

審査にあたっては予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五十七億千五百五十九万七千七百六十一円、事業費用五十七億八千二百四十八万二千九百八十一円で、消費税の影響を除くと一億四千二百五十八万二千七百三十一円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が二・四％、一億三千六百八十三万七千九百円の増、費用で三・二％、一億七千七百四十二万四千三百三十一円の増となっており、

また、資本的収入及び支出では、収入額二億千六百四十四万円、支出額二億四千九百三十三万八千二百八十六円で収支不足額三千二百九十九万八千二百八十六円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補填しております。

地域医療の現状は、高度医療、救急医療、高齢者医療、周産期医療、小児医療等、ますます増大かつ多様化している状況であります。一方、少子・高齢化社会において、住民が安心して良質な医療サービスを受けられるよう、引き続き国民皆保険制度を維持する中で、総医療費の抑制を基調とした医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療制度の見直しが進められております。

このような状況の中で、市立病院は、富士北麓及び東部地域にわたる広範な診療圏の基幹病院として、また、大規模災害時の救急医療の拠点である災害拠点病院として、地域医療における使

命と役割を果たし、患者本位の医療を確立することを基本理念とし、思いやり、信頼、安心の病院づくりに鋭意努力しており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

**水道事業会計決算認定**

審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五億二千五百七十一万四千三百六円、事業費用五億二千一百一十六万五千五百一十円、消費税の影響を除くと百九十万二千七百二十九円の当年度純利益となっており、前年度に比べ収益で二・七%、千三百七十二万五千三百九十円、費用で二・九%、千四百七十一万七千二百二十三円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額一億千四百八十二万九千九百九十円、支出額三億五百三十七万七千八百八十八円で、収支不足額一億九千九百九十九万九千八百八十八円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

飲料水の安定供給と有効率の向上を図るため、下宿配水池緊急遮断弁設置、配水管の拡張、下水道関連工事、消火栓の設置などを行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、水道料の未収については、上下水道の統合など機構改革を生かした対策を行うべきであるとの指摘がありました。

# 総務経済委員会

## 審議案件

①公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する

②富士吉田市職員の勤務する条例の一部改正について

時間、休暇等に関する条例の一部改正について

③富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

④消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

⑤富士五湖広域行政事務組合規約の変更について

⑥芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

⑦平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)

⑧平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)

## 審議結果

①公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する条例の一部改正に

ついて、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う有限会社法の廃止に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、人事院規則十一(育児又は介護を行う職員)の深夜勤務及び超過勤務の制限について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、人事院規則の一部改正に伴う条例の改正であるが、地方自治体の実情に添った条例の考え方をすべきであるとの意見がありました。

③富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、通勤災害の適用範囲の拡大等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、『消防組織法』の条番号に移動が生じたことから、関係する条例について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤富士五湖広域行政事務組合規約の変更について、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、『消防組織法』の条番号に移動が生じたこと

# 委員会の 審査から

たことから、地方自治法第二百九十条の規定による協議について、議会の議決を要するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥ 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に關する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、平成十八年八月一日に芦川村が笛吹市に編入されたことなどに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議について、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を要するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦ 今回歳入歳出にそれぞれ九千四百六十九万九千九百九十九円を追加し、総額を百九十九億六千八百八十一万九千円とするものがあります。

歳入では、前年度繰越金四千九百十万五千円、不動産売却収入二千八百三十一万二千円、国庫支出金千三百四十七万一千円等を増額し、県支出金百九万九千円を減額するものであります。歳出では、道路新設改良費六千九百十万八千円、障害者福祉費千五百四十五万円等を増額するものであり、児童福祉費六百十万円を減額するものがあります。

⑧ 今回歳入歳出にそれぞれ一億二千二百六十五千円を追加し、総額を百九十二億七千四百八十四千円とするものがあります。

## 文教厚生委員会

歳入では、土地開発公社経営健全化基金繰入金一億二千二百六十四千円等を増加するものであります。歳出では、土地開発公社有地購入費一億二千二百六十五千円を増額するものであります。

なお、審査の中で、渡辺嘉男委員他五名の委員により、議案第七十九号の修正案に伴い、歳入歳出予算額の中で、修正前の額等について、修正案が(別紙)のとおり提出され、修正案のとおり可決すべきものと決しました。

### 審議案件

① 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に關する条例の制定について

② 平成十八年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第一号

③ 平成十八年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第一号

### 審議結果

① 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に關する条例の制定について、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一部負担

金、出産育児一時金及び葬祭費等に關し、關係する条例について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、本案については、市民に直接影響のある条例の制定であり、広く周知する必要があるとの意見がありました。

② 今回歳入歳出にそれぞれ三億八千五百一十一千円を追加し、総額を五十四億九千七百四十四万六千円とするものがあります。

歳入では、共同事業交付金三億二千六百一十一万三千円、県支出金五千四百七十七万六千円等を増額するものであります。

③ 今回歳入歳出にそれぞれ千七百二十二万六千円を追加し、総額を二十三億九千七百六十七万円とするものがあります。

歳入では、国庫支出金九百四十八万五千円、県支出金五百九十二万八千円等を増額するものであります。

歳出では、支払基金交付金償還金千七百一十二万六千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

# 9月市政 一般質問

九月十三日の本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

- 宮下 正男 議員
- 佐藤みどり 議員
- 松野 貞雄 議員
- 宮下 豊 議員



宮下正男議員

## 財政問題について

### 「二回目の質問」

市長は就任直後の平成十五年六月定例会の所信説明で「住民参加型の行政運営を実現していくため、財政状況を的確に把握、分析し、それを市民の皆様によりやすく公表する必要がある。そのためバランスシートなどの手法による財政分析の導入、公開などについて検討を進めて参る。」と明言された。これを受けてその時の一般質問で加々美宝議員が具体的な導入の趣旨、スケジュール

ルについて質問を行い、その答弁として「平成十四年度の決算統計調査が完了次第、平成十四年度バランスシートを作成、公開して参りたいと考えている。」と答えている。まず、それらの財務諸表とその公開がどうなっているのかお聞かせ願う。また、就任当初に所信説明した行政改革に対する考え方を今も変わらず持っているのかどうか、さらにはこの三年半における行政改革の自己評価をどのように考えている

か伺う。

### 「二回目の市長答弁」

地方自治を取り巻く環境は、地方分権改革や三位一体の改革が急激に進展しており、宮下議員御質問の中でお考えを示されているように、効果的、効率的な行政運営を図るため、行政運営に係る諸々の情報を市民の皆様と共有することは大切なことであると考えている。この点について、私も市長就任直後の所信として、その必要性について申し述べたところである。

行政にとり行政改革に終りはなく、絶えることのない普遍的な課題であり、また市民の皆様との情報の共有は、住民参加型の行政運営の実現を図る意味において、その重要性について私の考えるところを説明させていただきます。

いる。

情報共有の面においては、バランスシートなどの手法を用いた財政分析

について、普通会計ベースでの検討、作成を行ってきたところであり、公開については、時宜を捉え本年度中に行つて参りたいと考えている。他の関係諸表については、他

会計や関連団体との連結ベースでの作成・公開について、国の関係機関において提言されるなど、状況の変化が見られるので、これらについて調査研究を進め、対処して参りたいと考えている。

本市が昭和四十七年に部制を導入して以来とも言い得る大幅な見直しや市民の目線に立った庁舎一階事務スペースの再編統合、また、さらには「事務事業評価システム」として本市独自の手法を確立したところである。今後においても、課題は多く残されているが、現在、前倒しして取り組んでいる第五次総合計画の中に道筋をつけ、市民のため

の行政改革に鋭意取り組んで参る所存である。

### 「二回目の質問」

先ほどの答弁と平成十五年六月議会での加々美宝議員への答弁とをそのまま受け取ると、平成十四年度のバランスシートが三年もかけて作成・公開することになる。

バランスシートは検討したが、作成までには至っていないと思うがどうか。作成してあるとすれば、なぜ公開しなかったのか。また、平成十五年度、十六年度、十七年度のバランスシートはどうなっているか、答弁願う。

さらに、総務省の調査では平成十七年度末現在、全国の八五・二%の市や区ではバランスシートを作成しているとなっているが、本市はこの中に入っているかについても併せて答弁願う。

萱沼市政が行ってきた組織機構改革、事務事業評価、また工業団地や土地開発公社有地への対処などの成果を財政分析し

# 9月市政 一般質問

て、市民文化エリア整備事業計画や第五次総合計画策定にも生かすことが

必要だと考える。そのためには、今年五月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を受け、早急な財務諸表の作成を進めるべきと思うが、市長の考えを伺う。

## 〔二回目の市長答弁〕

バランスシートについては、現在既に、平成十四年度、十五年度、十六年度について作成済みとなっている。バランスシートの公開は、本市の全体の財政状況を市民の皆様にはわかりやすくお示しをすることが第一義的な目的であると考えている。

そのため、すでに当時から市全体の財政状況を把握する上で、普通会計以外の公営企業や公社、第三セクターを含めた連結の形で示すことが必要であるとする議論がなされておられ、より分かりやすくして市民の皆様にお示しをする必要があることから、国等の動向を見

守ることとさせていた

いた。次に、総務省のバランスシート作成状況については、平成十四年度分のシートはカウントされているが、平成十五年度、十六年度分については、シート作成日と調査基準日との関係からカウントされていない。

次に、第五次総合計画査定のための財政分析については、現在までに整備されている決算カードでも対応できる部分もありますが、今後、財務諸表の作成に取り組んで参りたいと考えている。

## 〔三回目の質問〕

一回目二回目の答弁をトータル的に判断すると、市全体の財政状況を連結方式のバランスシートで作成し、今年度中に公開するという理解でよろしいか。

「国の動向を見守ってきた」とは、国の要請する人口三万人以上の都市での四つの財務諸表をも含めて今年度中に開示するということでしょうか。

か。

「市民に分かりやすく」とは、数値の羅列だけでなく、諸表の分析を市民にも理解できる文で解説していただけるということでしょうか、再度、答弁を願う。

「富士吉田市集中改革プラン」では、普通会計のみの決算数値がベースであり、自然体の財政状況は反映されていない。また、過去の行財政改革の失敗は、改革努力が対症療法的であったこと、成否を判断するためのフォローアップを欠いていたことの二点に要約できる。これらを克服するためには、しっかりと

した財政分析が重要であり、それはとりもなおさず、財務諸表の作成公開による住民との共通認識の確立であると考える。そこで、今一度財務諸表の必要性を確認いただく中で、作成と開示に対して答弁願う。

本年度中には、普通会計ベースでのバランスシートについて公開する。また、国が要請している連結方式による「貸借対照表」、「行政コスト計算書」等の四表の整備については、国の指針に従い、三年以内を目処に整備でき次第、公開して参りたいと考えている。

「三回目の市長答弁」本年度中には、普通会計ベースでのバランス

シートについて公開する。

また、国が要請している連結方式による「貸借対照表」、「行政コスト計算書」等の四表の整備については、国の指針に従い、三年以内を目処に整備でき次第、公開して参りたいと考えている。

バランスシートの公開は、本市の財政状況を市民の皆様にお知らせすることが大きな目的となっており、その目的を達成するため、より効果的な方法を講じて参る考えである。

## 〔四回目の質問〕

八月三十日の山日新聞に、「実質公債費比率」の記事が掲載され、二〇〇三年から二〇〇五年の三年平均で本市の実質公債費比率は一五・八%とありますが、この数値に対して市長の受け止めた考え方を伺う。

平成十七年度ベースの潜在債務総額と平成二十一年度までの推計とその改善策をどう考えるか伺う。

財務諸表等の国の動きに早急に対応すること

が、第二の夕張市にならないための第一歩と考え

る。そこで、今こそ市長の強力なリーダーシップのもと、住民の求める行財政改革の推進をする時だと考えるが、市長の考えを伺う。

## 〔四回目の市長答弁〕

本年度の本市における実質公債費比率は、一五・八%となっており、山梨県下十三市の平均値とほぼ同じ値を示しているが、この指標は、今後、ある面において自治体の信用力、財政力を示すものとしてとらえられる向きもあるため、引き続き行財政改革を基本に置いた行財政運営を図って参りたいと考えている。

平成十七年度決算時点における、本市の起債残高は、一般会計二百十二億一千万円、下水道会計百三億円、水道会計二十六億五千万円、市立病院会計六十七億三千万円、大明見水道会計一億七

千万円である。また、富士吉田市土地開発公社における債務負担額は十二億五千万円で、総額四百二十三億二千万円余りとなっている。

これらの起債残高などの平成二十一年度時点における見込みについては、引き続き、限られた財源の中で効果的、効率的な行財政運営を図り、市債については、後年度負担が増加しないよう適債事業の精査をし、公債費とのバランスを考慮し、抑制に努めていく。また、土地開発公社の債務負担については、引き取り計画に基づき、順次対応し、減じていく。

したがいまして、行財政改革については、引き続き、集中改革プランなど



佐藤みどり議員

①がん対策について

「二回目の質問」

肺がん、乳がん等の欧米型のがんが増加しているが、禁煙対策等がん予防について、どのような対策を執っているかお尋ねする。また、今年度、早期発見のための検診が大幅に変わったが、受診率はどうか、考え方も併せて伺う。

ケアへの取り組みについての考えを伺う。がん登録についての考え方を伺う。

七月二十九日の新聞で富士吉田市立病院等三病院は、がん診療連携拠点病院の指定から洩れ、県

年度中の指定を目指すとの記事が掲載されたが、指定からはずされた要因と今後の指定に向けての取り組み等について伺う。

「二回目の市長答弁」

禁煙対策等がん予防対策と受診率については、禁煙対策をはじめ健康推進施策の中でがん予防対策に取り組んでおり、基本健康診査の他に今年度より肺がん、胃がん、大

腸がん、肝がん、子宮がん、乳がん検診を実施中であり、今後も検診内容の検討改善を行い、受診率の向上に努めて参りたい。

放射線治療については、コバルト遠隔大量照射を実施しており、高次医療機関等への紹介も行っている。

がん登録については、国において、がん対策基本法成立後に必要な措置を講ずるとしており、その動向を見守りたい。

がん診療連携拠点病院と緩和ケアについては、市立病院ではがん治療を行う中で、緩和医療の提供も行っているが、医師や看護師等により組織化されていないかった。

現在、緩和ケアへの取り組みも含めて、再度指定に向けて医師をリーダーとした緩和ケアチームを組織し、体制を整えているところである。

「二回目の質問」

がんの罹患率低下のためには、禁煙対策が重要であり、六月から保険適

用が拡大された禁煙補助グッズや保険制度等を取り入れ、指導、啓蒙することや、喫煙場所を減らすなど環境を整えることも禁煙するための一助になると思うが、市長の考えを伺う。また、青少年への喫煙による健康への害の教育を徹底することも重要なことだと思いが、市長の考えを伺う。

検診の受診率アップについて、検診の申込期間をよりわかりやすく、もっと周知徹底していくことが大切なので、検診一覧表等にはより経費をかけたもよいのではないかと。若者の受診率を高めるためにインターネットでの申し込みができるようにしたらどうか。

数値目標を決め周知方法を再検討し、受診率のアップを図り、市民の健康管理に力を注いで頂きたいと思うが、市長の考えを伺う。

「はつらつシニア検診」

の実施場所について、今年度から、これまでの各コミセンから医療セン

# 9月市政 一般質問

ターに一本化されたが、一人暮らしの高齢者世帯においては申し込みを含めて受診しにくい状況となっているのではないかと。対応策等を伺う。

## 【二回目の市長答弁】

禁煙対策については、本人の努力が何よりであるので、今後も公共施設等の禁煙対策等の環境づくりや禁煙意識の周知啓蒙に努めて参りたい。

青少年への禁煙教育については学校等において実施しているが、家庭教育の重要性の啓蒙を図っていかねばならないと考えている。

受診率アップについては、回覧板や検診一覧表による周知も行ってきた。また、数値目標も必要だが、市民自ら健康に心掛け、積極的に受診することが重要であるので、実施内容の検討改善を行い、市民の健康増進、保持に努めて参りたい。

はつらつシニア検診の実施場所については、検診機器の精度管理、駐車場の確保、検診科目の増

加による診察場所の確保、さらに、安心安全な受診を考慮し、医療センターで実施することが望ましいと判断した。

なお、一人暮らしの高齢者については、個々の生活実態を把握する中で、その生活実態に即した各種福祉施策を展開している。

## 【三回目の質問】

「はつらつシニア検診」の実施場所である医療センターは、交通の便が悪く七十代・八十代の高齢者には行きにくい場所であると思う。これまで歩いて気軽に受診できた人達が、自主的に広報を見て、一人で申し込みをし、医療センターまで行くのであるから受診率が低いのではないかと思う。すでに今年度の検診は、七月・八月の二ヵ月で終わっている中で、昨年と比べて受診率の具体的な数値はどうか、伺う。

医療センターで「はつらつシニア検診」を行う場合は、日程を決めて、市のバスを巡回させ足を

確保するなど、受診者の確保を考えた、受診者の立場で考え、もう少し親切な対応をぜひ検討したかどうかと思うが、考えを伺う。

## 【三回目の市長答弁】

「はつらつシニア検診」の受診率については、基本健康診査として、例年、花の実年検診と簡易人間ドックとして行っていたが、本年度は生活習慣病

## ②「出産育児一時金の受領委任払いの導入」と「マタニティマーク」について

### 【二回目の質問】

現行制度では、出産費は、一時的にせよ親が負担しなければならず、経済的に苦慮している人も少なくない。そこで、出産後に現金支給されている「出産育児一時金」の支払い方法について、保険者から直接医療機関へ分娩費を支給する「受領委任払い制度」を積極的に導入すれば、少子化対策の一助になると思うが、制度導入について、市長の考えを伺う。

妊産婦にやさしい環境づくりのため、全国統一

検診と「はつらつシニア検診」に分けて七月から十月の期間で実施している。さらに、シニア検診は介護予防に関連して、通年でも実施することになっていく。

検診の実施に際しては、受診者への配慮はもろろのこと、検診の有効性、有用性が確保される観点から行っている。

「マタニティマーク」が決められたが、本市ではあまり知られていない。そこで、妊産婦を応援する意味からも民間企業や団体にも普及したらいと思う。マタニティマークについて市長の考えを伺う。

### 【二回目の市長答弁】

出産育児一時金受領委任払いの導入については、子供を生み育てる環境整備のための財政支援であるので、準備が整い次第、実施して参りたいと考えている。

マタニティマークの活

用については、マークの趣旨の普及、啓発は妊産婦に対する気遣いややさしい環境づくりに必要であるが、妊産婦を識別する方策については、プライバシーにも関わる問題もあり、慎重に検討して参りたい。

### 【二回目の質問】

子育ては経済的支援のみならず精神的支援も大切である。グッズを活用するのは本人の自由なので希望者に配布を検討してみてもどうか。

マタニティマークについては、いまだ趣旨が理解されていないので、広報誌などでお知らせし、庁内から輪を広げ、企業等へも呼びかけたらどうか。市長の考えを伺う。

### 【二回目の市長答弁】

この問題は妊産婦を取り巻く環境にあり、まずは妊産婦を含め、誰にでも思いやりや気遣いの心や態度を醸成することが必要であるので、趣旨の啓発普及に努め、市民に喚起して参りたいと考えている。



松野貞雄議員

①一人暮らし老人対策について

「二回目の質問」

中、孤独死も増えている。

行政、地域、家族が連携した総合的な施策が求められているが、市長はどのような対策を考え、対応していくのか伺う。

従来市の形式的行事を見直し、小学校単位や幼稚園、保育園に高齢者を招き、交流親睦を深める機会を設けることにより、孤独な高齢者を無くし、ひいては、認知症や寝たきりのお年寄りが少なくなると思うが、市長の考えを伺う。

人生経験豊かなお年寄りの力をいかにして社会のために活用すべきか、また、生きがい対策をみんなど考え、高齢者の意見を盛り上げていくべきであり、そのことが高齢者社会に明るい日が射す

ものと考えるが市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

本年度、地域における総合的なマネジメントとネットワークの中核機関としての地域包括支援センターを中心とした高齢者の実態把握や生活支援サービスの調整、権利擁護事業等の総合相談・支援事業や家族支援事業を通して、地域における高齢者の生活を包括的に支援し、地域に密着した総合的な福祉施策を展開して参りたいと考えている。

交流親睦の機会が認知症や寝たきり高齢者を少なくする対策については、世代を超えた交流、特に人生経験豊富な高齢者を交えての交流は、お互いを知り、思いやりの心を醸成するひとつの方法として、大変有意義な

また、最近是有料化され、何週も配食を受けられない人もいます。そこで、業者委託ではなく、民生委員等の活動の一環として行う考えがあるか、また、自立支援の有料化について見直しすべきかと思

「二回目の質問」

一人暮らし高齢者への配食事業は、単に配食するだけでなく、会話や安否確認などが大切である。

また、最近是有料化され、何週も配食を受けられない人もいます。そこで、業者委託ではなく、民生委員等の活動の一環として行う考えがあるか、また、自立支援の有料化について見直しすべきかと思

「二回目の市長答弁」

配食サービスについては、高齢者一人ひとりに対応した生活の質の向上を目指した食の自立支援事業として実施しており、その点からも応分の負担を考えている。

さらに、民生委員に

ものであり、また、高齢者がその長い人生経験を生かして活躍されることは、地域社会に活力を与えるとともに、高齢者本人も生き生きとした生活を過ごすことができるものであり、これまで以上の活躍の場の提供と高齢者自らの積極的な社会参加を促し、誰もが人生八十年時代を健康で生きがいをもつて過ごせるよう取り組んで参りたいと考えている。

があり、精神的安堵感があるか、市長の見解を伺う。

談業務等地域福祉の一翼を担っていただきたいと考えている。

富士吉田警察署と富士河口湖町と連携し、「向こう三軒両隣」運動を進めているという報道があったが、本市でも富士河口湖町のようなすぐに役立つ施策を展開すべきだと思いが、市長の考えを伺う。

一人暮らし高齢者などと子供との交流の場と必要性について、全国では男性による昼食のボランティアや保育園の空き室を利用しての宅老所の開設など、交流が図られているが、本市でも今後、民間委託を含め宅老所を開設すべきかと思いが答弁を願う。

次に、「向こう三軒両隣」運動については、富士吉田警察署では、管内の市町村住民を対象に指定しており、そのうち本市は百三十九世帯が指定されており、高齢者福祉の推進に役立つ施策として事業展開を図って参る。

「二回目の質問」

一人暮らし高齢者への配食事業は、単に配食するだけでなく、会話や安否確認などが大切である。

また、最近是有料化され、何週も配食を受けられない人もいます。そこで、業者委託ではなく、民生委員等の活動の一環として行う考えがあるか、また、自立支援の有料化について見直しすべきかと思

「二回目の市長答弁」

配食サービスについては、高齢者一人ひとりに対応した生活の質の向上を目指した食の自立支援事業として実施しており、その点からも応分の負担を考えている。

さらに、民生委員に

次に、宅老所の設置については、今回の介護保険制度の改正で、この宅老所の精神が含まれた小規模多機能型居宅介護サービスが創設され、平成十九年度の事業開始に向け、民間事業所等への開設に係る説明会を開催するなど、準備を進めているところである。

また、最近是有料化され、何週も配食を受けられない人もいます。そこで、業者委託ではなく、民生委員等の活動の一環として行う考えがあるか、また、自立支援の有料化について見直しすべきかと思

「二回目の市長答弁」

配食サービスについては、高齢者一人ひとりに対応した生活の質の向上を目指した食の自立支援事業として実施しており、その点からも応分の負担を考えている。

さらに、民生委員に

# 9月市政 一般質問

## ② 国保医療費の抑制対策について

### 「二回目の質問」

老人医療費の増加は、入院の長期化、掛け持ち受診、薬漬けなどが問題だが、行政は、老人医療費増加の実態をどのように分析しているのか、また、これまでに具体的に医療費抑制の対策をされてきたのか、市長の答弁を願う。

各階層の協力を求め、医療費抑制に一層の努力をすべきと思うが、考えを伺う。

これらの医療費抑制対策を進めるために、専任職員の増員、医師を長とした対策委員会の設置など様々な施策を行い、関係団体がバックアップする中で、行政と医療機関が一体となって医療費と健康管理について話し合い、理解を求めると、具体的な行動を取るべきと思うが、市長の答弁を願う。

昭和五十八年から四十歳以上を対象として健康教育、健康相談、健康診断、訪問指導等を行うこととなっているが、本市の場合、厚生労働省が示した実施基準と比較して達成率はどうか。さらに、厚生労働省が示した保健師の設置基準である人口五千人当たり一名の基準は達成されているか、市長の答弁を願う。

これまで、市は、高齢者の健康管理をはじめ、保健師活動や生きがい対策等で健康増進に努めてきたが、特に老人クラブ等の会合で十二分に説明し、高齢者はもとより、

一人でも患者を少なくする「病人のない街づくり運動」に行政と医療機関が一体となってその効果を上げるよう期待するが、市長の考えを伺う。

「超少子、高齢化」が到来する中、一日も早く

国保税の収納率や国保医療費抑制の対策を立てるべきと思うが市長の考えを伺う。

### 「二回目の市長答弁」

老人医療費増加の原因分析及び医療費抑制対策については、本市においては、老人保健の医療費は経年的には下降している状況である。しかし、一人当たりでは年々医療費は増加している。

また、国民健康保険の医療費では、平成十四年度以降増加している状況である。

医療費増加の要因を分析すると、在宅療養率の低さ、生活習慣病に起因する患者の増加による平均在院日数の長さなどによるものであると考えている。

こうしたことから、レポート点検員を増員し、縦覧点検の強化を図り、重複受診や多受診、長期入院患者をリストアップし、保健師による訪問指導で医療費の適正化に努めているので御理解願う。

医療費抑制策である従来からの「早期発見・早期治療」を主眼とした各種住民検診、健康教室及び事後指導教室を踏まえて、生活習慣病などの予防に重点をおいた保健行政の推進を図り、医療費の抑制、ひいては保険税の増額を抑えることに繋げて参りたいと考えている。

次に、実施達成率等については、四十歳以上の市民を対象に毎年、健康教育、健康相談、健康診断、訪問指導等を実施している。

健康診査については、受診率を全国共通指標として五〇%の目標としており、本市では、二一%でありました。

保健師については、全国基準を上回る十六名を配置し、市民の健康管理に努めている。

次に、各階層の協力を求め、その抑制に一層の努力をすべきについては、関係機関、団体と連携協力し、生涯学習で開催する「寿教室」、各自

治会が主催する「敬老会」等に保健師を派遣し、また、保健推進委員会による健康教室など、食生活改善推進員の地域の「いきいきサロン」などへ協力するなど、今後も事業展開し、健康維持・増進に努め、それに伴い医療費抑制に繋げていきたいと考えている。

次に、専任職員の増員と対策委員会の設置及び「病人のない町づくり運動」については、職員の増員が厳しい中で、専門職員を集約することにより、市民の多種多様な健康づくりに取り組んで参りたいと考えている。

また、市民の健康増進のための組織として「富士吉田市健康づくり推進協議会」があり、松野議員御案内の対策委員会の役割を担っていると考えている。

今後も市民の健康管理や松野議員御案内の「病人のない町づくり運動」については、行政だけではなく市民や医療機関、保健推進委員会、食生

活改善推進員会等と連携体制を執り、地域の健康レベルのアップに取り組んでいきたいと考えている。

【二回目の質問】

老人医療費増加の原因分析及び医療費抑制の対策についての答弁で「国の指標による医療制度改革大綱を策定し、施策の中で医療費適正化の総合的な推進を講ずる」と言われているが、このような行政用語では一般市民は理解できない。再度、分かりやすく答弁願う。

本年度よりレセプト点検員を一名増員して重複受診者等をリストアップして保健指導などを行っているが、答弁されたが、重複受診者や多受診者は何パーセント抑制され、医療費ほどの程度軽減されたか答弁願う。

健康診断等の受診率の向上に努めると答弁しているが、具体的にどのような方法で受診率を上げるのか伺う。

「病人のない町づくり運動」の対策委員会の設置について、本市には「健康づくり推進協議会」があり、活動していると答弁しているが、一般市民がこの活動をどの程度理解しているか、また、いつ、どこで周知されたか、伺う。

ある自治体では、疾病の早期発見のため、健康管理に努め、検診受診率は高いが一件単価は低いという成果を収めている。そこで、本市でも年二〜三回一定日を「健康の日」と定め、健康講座を行い、広報紙への健康欄を掲載するなど、周知徹底を図ったかどうか、伺う。また、第二の医薬品「ジェネリック」は費用が安く効能が同じなので、今後は、導入を視野に入れるべきだと思ふ。

平成十六年度分の国保税滞納繰越が七千九百万円で、収入未済額は五億九千万円であり、平成十七年度収入未済額は六億六千万円となっている。市長は、この数値をどのように認識しているのか答弁願う。また、平成十

六年度不納欠損額は、八千六百万円、十七年度は四千七百万円に達している。このような危機的状況に対し、まじめな納税者のためにも、どのような解決策を考えているのか答弁願う。

【二回目の市長答弁】

「医療制度改革大綱」については、将来にわたる「安定」を支えるための医療制度を持続していくため策定されたもので、特に医療給付費の伸びに関して、糖尿病などの患者やその予備軍、さらには、平均在院日数などを計画的に減少・短縮することが医療費の適正化に繋がると理解している。

本市においても、検診事業やレセプト縦覧点検に努めるとともに、訪問指導の体制強化・充実を図っているところであるが、その結果、国保会計に及ぶ医療費抑制の効果を見るまでには、さらに数年を要すると考えている。

次に、「富士吉田市健康づくり推進協議会」の活動の周知等については、医療機関をはじめ健康づくりの自主的団体などの代表者で組織されており、関係機関、団体等の活動へ反映されることは勿論、連携体制の中で、市民の理解、周知が図られているものと考えている。

次に、健康の日制定等については、現在、毎月二回、主に生活習慣病に関する相談に応じる「あるある健康応援日」を実施している。また、市立病院の医師による健康講座も開催している。

さらに、広報紙には、毎月、市立病院の医師による「ヘルシーライフ」の「元気はつらつ健康応援ページ」を掲載し、市民への周知を図っている。

次に、国保税の滞納についてであります。収入未済額については、国民健康保険の運営に重大な問題であると真摯に受け止めている。今後につきましても、収入未済額

を最小限に減らすべく、継続的な施策を推進して参りたいと考えている。

また、不納欠損額でありませんが、相互扶助の精神が薄れていく状況であり、国保税の公平性を周知し納税意識の啓発に努め、自主納付の機運を高めるとともに、収納率の向上を図って参りたいと考えている。

【三回目の質問】

本市では、厳しい滞納状況を最優先課題として、収納率の向上に取り組む、市税等の負担の公平性や財源の確保を図る目的で、本年度から、収納課を設け、さらに収納対策本部を設置しているが、十七年度決算では、未収納金六億六千万円に達しており、収納率や収納対策本部はどのような協議がなされ、対策を講じ、結果、どのように改善されたのか伺う。

今後は、市長が先頭に立って、収納率一〇〇パーセントの目標が達成できるよう努力されることを期待する。

# 9月市政 一般質問

## 【三回目の市長答弁】

収納対策本部については、現在、関係する各担当課でそれぞれにおいて、平成十七年度決算状況をも含め、これまでの滞納状況の把握、分析を行うとともに、現状把握などを行っているところである。

本年四月に発足した収

税課での具体的な取り組みとしては、高額滞納者のリストアップを行い、最終的な差し押さえに至るまでの滞納処分の実施、滞納者の分割納税に

対する短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付の見直し、居所不明者の追跡調査などを行っている。



宮下 豊議員

## 財政について

### 【二回目の質問】

以前に本市の税収入に見合う適正な財政規模について質問したところ、通常ベースで約百六十億円から百七十億円との指標が示されたが、一般財源の大幅な減収の状況下では、数値を下方修正せざるを得ないと思うが、市長の意見を伺う。

日本経済は回復傾向にあるものの、地方経済はまだまだ厳しい状況であるが、今後、国の地方交

付税・補助金等において、地方財政に及ぼす影響や動向はどうなるのか、その見通しと今後の本市への影響について、より具体的に答弁願いたい。

市民文化エリア整備事業の総工事費が三八%も増額したが、市は、基本構想及び総事業費を明示して設計業者に発注されたのか伺う。また、予算額を明示して設計発注されたならば、なぜ、三十一億九千万円の設計書が

出上がってこなかったのか、併せて答弁願う。

先の六月の一般質問の際、市長は「財政の中長期計画に基づき、事業の今後の財政運営上問題がないので、大幅な事業費増額を決断した」と言われていますが、その具体的な根拠を説明願いたい。

### 【二回目の市長答弁】

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要となる適正な財政規模は、一般財源の規模を示す標準財政規模に、その他の自主財源、依存財源を加えたものが一つの指標になると考えている。

行財政改革に不透明な部分もあるが、一般財源などが減収している状況をも考え合わせると、適正な財政規模は、約百六十億円が上限になるうかと考えている。

国における地方交付税や補助金等の動向については、今後は分権改革に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せ、地方交付税のあり方や、国庫

補助負担金の廃止、縮減や税源移譲を含めた税源配分の見直しなどがさらに進むものと考えている。

国におけるこうした取り組みが本市に及ぼす影響については、現時点での見直しになる、行財政改革への取り組みをさらに強化し、行政サービスの停滞にならないよう、市政運営に努めて参りたいと考えている。

(仮称)市民文化エリアの整備基本設計業務の委託については、基本計画、及びこれに基づいた概算事業費の提示を行った。

整備基本計画においての概算事業費は、整備計画の面積や図書館の一般的な建設単価などにより、見込んだものである。策定した基本設計は、

市民の皆様方の御要望を踏まえ、文化施設として、より充実したサービスを提供する、小ホール、音響・照明・映像機器等の舞台装置の設置、太

陽光発電システムの設置などにより増加したものである。

また、大ホールの改修・増築工事費については、施設内の防災、電気、給排水設備等の老朽箇所の改修、客席などのバリアフリー化や音響設備、照明設備、反響板等の舞台装置の充実により増加したものである。

これら施設の充実を図ることにより、これまでに以上に各種イベントの開催に対応ができ、安全で快適な施設とするなど、より良い文化施設としたものである。

事業費については、その財源について国土交通省の「まちづくり交付金」「教育文化振興基金」「公共施設整備基金」と一般財源と地方債を充当することにより事業推進を図る。

### 【二回目の質問】

全国では十一年連続で財政規模が減少する中、本市の適正な財政規模は百六十億円が上限と答弁しているが、実情は、平

成十五年から増加し、平成十八年には百九十億円となっている。大型の公共事業がなく、通常の事業規模での財政需要が年々増大している状況であり、国の指針や全国各地町村の財政活動とまったく相反している。本市の適正な財政規模に対する本市の財政実情に対してどのように考えているのか市長の見解を伺う。

財政運営の基本として、地方自治法においては、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならぬと規定されているが、この解釈と本市における運用について市長の見解を伺う。

今後本市にとって将来に渡っての厳しい財政環境に対応していくためには、新たな財源確保が大変重要であり、研究・研鑽をし、鋭意その確保に努めて参りたいと答弁され、その後五年あまり経過したが、その見通しについて市長の見解を伺う。

厳しい財政状況に対応していく方策として、歳出構造の改革すなわち支出の相応な改革を述べているが、その具体的な対応策並びに数値を示すとともに、市長の見解を伺いたい。また、これまで行財政改革プランに基づき経常経費及び義務的経費の削減に努めてきたわけだが、今後どこまで削減が可能か、具体的数値を示し、さらにその結果市民の福祉に対する影響についても併せて市長の見解を伺う。

今後、本市の予算編成自体が一方ではおぼつかなくなると認識し、この二つの全く相反する見解が示されている。そこで、本市の財政運営の中長期計画を市民に公表し、市民の不安を払拭した上で、理解と協力をいただくべきだと思いが市長の見解を伺う。

(仮称)市民文化エリアの総事業費の増額に関して、住民無視であり、議会軽視であるという私の一回目の質問に対する

答弁は、はなはだ遺憾である。私は何故勝手に設計者に総事業費が十二億円もの大幅な増額になる設計追加依頼を議会に具体的に説明せずに示したのかを質問しているのである。また、私の調査では、今回委託した設計者は、図書館・文化ホール設計実績は無く、また、市民会館・図書館の新築は当初積算した予算額の仕様で建設可能であり、仮に文化センターを千二百席とした仕様で新築したとしても二十五億円、総額四十三億円ですべて新築可能との調査結果であることを参考までに申し上げておく。

「二回目の市長答弁」

地方公共団体には、いずれの団体においても全国他団体と同列には論ずることのできない、特殊な実情を抱えており、社会経済的な動向が一律、均等に各自自治体に影響を及ぼすとは限らないと考えている。

地域の成り立ちや文化、地理的な条件や地勢

的な特性や実情などが政策的な判断に基づくものであり、御理解願います。

次に、地方自治法における「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とする規定は、会計年度独立の原則に関する規定であり、収支の均衡を保つ観点からも捉えなければならぬと考えている。

次に、新たな財源確保についてありますが、新税創設につきましては、税の公平性や新たな負担を市民の皆様へ求めることへの是非など難しい問題があるので、具体的な検討には着手していません。そのため、現行租税制度内での税負担の公平性、増収などを図るため、収税課を新設することによる収税部門の強化とともに、市長就任直後の地域経済の閉塞状況を重く受け止め、就任早々、企業誘致への取り組みを強化してきたところである。

これは、まさに私たちがの先人が地方財政制度を活用し、知恵を絞りながら、ときには政策的な判断、決断を重ね、行財政運営に当たってきたことを示すものであると考えている。こうした意味において、本年度予算がいわゆる適正財政規模を超えている部分については、本年度の特殊事情と私の市民福祉向上のため

の政策的判断に基づくものであると御理解願います。次に、地方自治法における「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とする規定は、会計年度独立の原則に関する規定であり、収支の均衡を保つ観点からも捉えなければならぬと考えている。次に、新たな財源確保についてありますが、新税創設につきましては、税の公平性や新たな負担を市民の皆様へ求めることへの是非など難しい問題があるので、具体的な検討には着手していません。そのため、現行租税制度内での税負担の公平性、増収などを図るため、収税課を新設することによる収税部門の強化とともに、市長就任直後の地域経済の閉塞状況を重く受け止め、就任早々、企業誘致への取り組みを強化してきたところである。

# 9月市政 一般質問

この取り組みの成果として、「シチズン精密」「富士吉田キューピー」の誘致、工業団地への誘致として「シチズン電子タイムル」「富士環境システム」などを実現するとともに、土地活用対策特別委員会の御英断のもと、工業団地問題を解決し、特別会計を廃止し、経費削減にも結びつけたところである。

次に、歳出構造、支出改革の具体的な対応策については、「富士吉田市集中改革プラン」を策定し、このプランの中で、平成十七年度から平成二十一年度までの五年間の行財政改革の具体的な目標数値を掲げ、物件費の四億五千四百万円や定数削減計画に基づく人件費八千六百万円などの削減を目標とするなど、それぞれ目標を掲げ、取り組んでいる。こうした取り組みが、すべての市民の皆様において満足のいくような結果は得られるとは考えていないが、多くの皆様に納得いただけるよ

うな行財政運営を進めて参りたいと考えており、ひいてはこうした取り組みが住民福祉の向上に結びつくものと考えている。

財政の中長期計画については「富士吉田市集中改革プラン」の中に平成二十一年度までの計画を策定しており、市のホームページ上で公開している。

次に、勝手に設計業者に指示したのかについては、議員協議会で、基本設計の素案をお示しし、議員各位からの御提言もいただき、さらに市民要望を取り入れる中で、基本設計を策定したところである。

建設事例で二十五億円をかければ、文化ホールが新築できるとの御発言については、既存の富士五湖文化センターの躯体は十分に活用できますので、増改築を行うことで文化センターの機能を充実し、経費節減を図る考えで整備するものである。

## 【二回目の質問】

市の「集中改革プラン」では、今後の財源不足は基金の繰入で対応せざるを得ないと言われているが、既に財政調整基金において、平成十八年度当初予算編成時に約八億円もオーバーしている。また、プランの数値は、市民文化エリア特定まちづくり事業、沿道区画整理事業のみを想定しての数値としか思えない。今後の市の重要施策では、新倉山開発計画、新倉南線、土丸尾整備計画などで約二百億円の財源が必要とされる。そこで、集中改革プランで公表されている数値を速やかに変更し、先ほど申し上げた事業計画費も組み入れて説明することが当然の責務と考えるが、市長の見解を伺う。併せて、今後の市財政運営は大丈夫と言われる具体的な根拠を数値も示して説明願いたい。

## 【三回目の市長答弁】

「富士吉田市集中改革プラン」の見直しについ

ては、決算、あるいは各事業計画などの数値が明確化され次第、随時、数値の組み換え、組み入れを行って参る。

また、各事業のプランへの組み入れについては、事業年度、事業規模、事業費等が、今後、明確化された時点において、

随時、位置付けを行って参りたいと考えている。

次に、今後の本市の財政運営の具体的な根拠であります。富士吉田市集中改革プランの財政見通しを基本において財政運営を図って参りたいと考えている。

## 人事案件

富士吉田市教育委員会委員

前田耕一氏（下吉田四五三番地）

# 議会の動き

## 常任委員会行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

## 文教厚生委員会

実施日 十月十九日～二十一日  
研修先 北海道函館市  
内 容 総合保健センターについて  
(建設に至るまでの経過及び市民の健康づくり等について)



## 建設水道委員会

実施日 十月十九日～二十一日  
研修先 熊本県八代市  
内 容 都市計画街路みどりの回廊線事業について



## 総務経済委員会

実施日 十月十九日～二十一日  
研修先 新潟県佐渡市  
内 容 ユネスコ世界遺産登録に向けた取り組みについて

## 議案の処理結果 (9月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
報告第13号	専決処分報告について	報告	芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について
報告第14号	継続費精算報告書について	報告	平成17年度一般会計予算
報告第15号	継続費精算報告書について	報告	平成17年度大明見水道特別会計予算
議案第69号	平成17年度富士吉田市一般会計及び特別会計予算歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業等6特別会計の決算を認定するもの

## 議案の処理結果 (9月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第70号	平成17年度富士吉田市立病院事業会計決算	認定	事業収益57億1,559万7,761円、事業費用57億8,248万2,981円、資本的収入2億1,614万円、同支出額2億4,913万8,286円の決算を認定するもの
議案第71号	平成17年度富士吉田市水道事業会計決算	認定	事業収益5億2,571万4,306円、事業費用5億2,011万6,651円、資本的収入1億1,482万9,990円、同支出額3億503万7,188円の決算を認定するもの
議案第72号	公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	可決	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う有限会社法の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
議案第73号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	可決	人事院規則の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務及び超過勤務の制限について、所要の改正を行うもの
議案第74号	富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	可決	通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、通勤災害の適用範囲の拡大等について、所要の改正を行うもの
議案第75号	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一部負担金、出産育児一時金及び葬祭費等に関し、関係する条例について、所要の改正を行うもの
議案第76号	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、「消防組織法」の条番号に移動が生じたことから、関係する条例について、所要の改正を行うもの
議案第77号	富士五湖広域行政事務組合規約の変更について	可決	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、「消防組織法」の条番号に移動が生じたことから、地方自治法第290条の規定による協議について、議会の議決を要するもの
議案第78号	芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について	可決	芦川村が笛吹市に編入されたことなどに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議について、地方自治法第290条の規定による協議について、議会の議決を要するもの
議案第79号	平成18年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出にそれぞれ9,460万9,000円を追加し、総額191億6,181万9,000円の提案に対し、補償費6,910万8,000円を除いた、歳入歳出にそれぞれ2,550万1,000円を追加し、総額190億9,271万1,000円とする修正案を可決
議案第80号	平成18年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ3億8,501万1,000円を追加し、総額54億9,744万6,000円とするもの
議案第81号	平成18年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1,712万6,000円を追加し、総額23億9,767万円とするもの
議案第82号	平成18年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1億1,226万5,000円を追加し、総額192億7,408万4,000円の提案に対し、議案第79号の修正案に伴い、総額192億497万6,000円とする修正案を可決
議案第83号	民事調停の申立てについて	可決	地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を要するもの
議案第84号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同意	委員に前田耕一氏(下吉田4,533番地)を任命するもの